

◎組織	・	・	・	・	・	◎総資産経常利益率	・	・	・	・	・	◎総資産当期純利益率	・	・	・	・	・	◎預金の平均残高	・	・	・	◎定期預金の区分ごとの残高	・	・	・	◎貸出金の平均残高	・	・	・	◎金利区分ごとの貸出金残高	・	・	・	◎担保別貸出残高と債務保証見返額	・	・	・	◎使途別の貸出金残高	・	・	・	◎業種別の貸出金残高	・	・	・	◎商品有価証券の種類別の平均残高	・	・	・	◎有価証券の種類別の残存期間別残高と平均残高	・	・	・	◎預貸率の期末値、期中平均値	・	・	・	◎預証率の期末値、期中平均値	・	・	・	◎内部管理態勢	・	・	・	◎財務諸表	・	・	・	◎連結財務諸表	・	・	・	◎信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権	・	・	・	◎自己資本の充実状況	・	・	・	◎有価証券と金銭信託の取得価額 又は契約価額、時価及び評価損益	・	・	・	◎貸倒引当金	・	・	・	◎貸出金償却	・	・	・	◎会計監査人	・	・	・	◎子会社情報	・	・	・	◎出資及び出資口数	・	・	・	◎役員数	・	・	・	◎業務粗利益	・	・	・	◎業務純益	・	・	・	◎資金運用収支	・	・	・	◎役員取引等収支	・	・	・	◎その他業務収支	・	・	・	◎資金運用・調達勘定	・	・	・	◎利息・利回	・	・	・	◎受取利息・支払利息	・	・	・
-----	---	---	---	---	---	-----------	---	---	---	---	---	------------	---	---	---	---	---	----------	---	---	---	---------------	---	---	---	-----------	---	---	---	---------------	---	---	---	------------------	---	---	---	------------	---	---	---	------------	---	---	---	------------------	---	---	---	------------------------	---	---	---	----------------	---	---	---	----------------	---	---	---	---------	---	---	---	-------	---	---	---	---------	---	---	---	------------------------------------	---	---	---	------------	---	---	---	------------------------------------	---	---	---	--------	---	---	---	--------	---	---	---	--------	---	---	---	--------	---	---	---	-----------	---	---	---	------	---	---	---	--------	---	---	---	-------	---	---	---	---------	---	---	---	----------	---	---	---	----------	---	---	---	------------	---	---	---	--------	---	---	---	------------	---	---	---

＜報酬体系について＞

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、算定方法を内規で定めております。また、贈呈の時期、支払方法等については、理事については理事会に一任し、監事については監事の協議に委ねることを総代会で決議しております。

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	286

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬等」227百万円、「退職慰労金」59百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であつて、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2021年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、2021年度中に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

※ 網掛け部分の記載は連結開示に係る項目です。